

知っておきたい！アパート用語一覧

～ちょっと予習～

敷金

賃料の不払いや退去時の現状復旧費用の未払い等に備えて貸主が担保として預かる費用。退去時に実費を差し引いて精算されるケースが多い。当別での相場は家賃の1カ月分。

礼金

入居時に大家に支払うお礼的なもので、退去時にも返還対象とならない。当別では礼金なしが大半である。

仲介手数料

アパート入居時に不動産業者を解して入居契約時に手数料として支払う。当別では学生仲介手数料なしが大半である。

権利金

入居時に賃借人が大家に支払う。賃貸契約満了時にも返還されない。

前家賃

家賃は通常、毎月翌月分を前払いするため、入居時に翌月1カ月分の家賃が必要。

共益費

共用施設・設備（廊下・階段・エレベーター等）の維持管理費として毎月支払う費用で、管理費ということも。家賃込みの場合もある。

更新料・手数料

賃貸契約の更新時に更新料（大家）、手数料（管理業者）に支払うもの。当別では大半が更新料・手数料なしである。

連帯保証人

借りた人に何かあった時に代わって賃料を支払う責任・能力がある人のこと。賃貸契約時にほとんどの場合必要で、親や親族の場合が多い。

火災保険料

損害保険。火災や水漏れ事故など、入居時の不慮の事故のトラブルによる損失を補償するもの。補償内容は契約内容による。火災保険加入を入居条件にしている場合もある。

水周り消毒料

住宅内の水を使うキッチン・洗面所・浴室・トイレなどの消毒費用。

原状回復

退去時、経年変化や通常生活による磨耗は別として、入居時の状態に部屋を戻すこと。借主の故意、過失によって汚損等があれば、その修理費が請求されるのが一般的。しかし、契約時に特約があればその内容が優先されるので、契約時に確認が必要である。

初期費用総額

入居時に必要な費用の総額。敷金、礼金、仲介手数料、前家賃等であり当別の相場は敷金、前家賃の各1カ月づつの2カ月分。

水道の水落とし

外気温0℃以下になると、水道管が凍結してしまうことがあります。家を長期留守にする場合は、水落としという作業をして管の中の水を抜くことで、凍結を防止します。